IT文京株式会社　殿

実施様式９

受講に関する誓約書

この度、私はeラーニングコースの受講にあたり、下記事項の説明を受け、それぞれの内容を理解し、必要事項を遵守することを誓約します。

記

１.　訓練受講に必要なID、パスワード等は第三者に口外せず、紛失しないよう適切に管理すること。

２.　訓練受講にあたり、不特定多数が利用する公衆無線LAN（Free Wi-Fi等）は利用しないこと。

３.　実施日を定めて実施する科目を同時双方向の通信により実施する場合は、カメラとマイクは担当

講師が別途指示した場合を除き、常にオンにして訓練を受講すること。

４.　訓練中の画面を撮影、録画、録音しないこと。また、SNS等へ投稿しないこと。

５.　他人の著作物をアップロードする等、著作権や商標権などの知的財産権を侵害しないこと。

６.　訓練実施中に問題が発生した場合、事務担当者へ連絡を行うこと。

　　　 また、事務担当者を介してやり取りを行っても問題が解決しない際は、専門的知識を有する者から直接連絡がある可能性があること。

７.　（有償無償を問わず、機器等を貸与する場合）機器等の紛失時や過失による破損時等の取扱いを理

解し、機器等の取扱いに留意すること。また、受講者自らの機器等の取扱いに明らかな瑕疵があっ

た場合、必要最小限の費用負担が課される可能性があること。

８.　実施日が特定されていない科目の受講時間はLMS にログインしてカリキュラムを受講した時間（実際に教材にアクセスしていた時間）で管理されること。

９.　ユニット学習の受講時間は訓練時間数が上限となること。受講上限時間の積み上げは「１分単位」であること。（例として、訓練時間を15 時間と規定したユニットの教材に20 時間アクセスしても、受講時間は15 時間として取り扱う）。

10． 各ユニットにおける受講時間の積み上げは職業訓練受講給付金は「１分単位」であるが、修了要件における受講時間の積み上げは「30分単位」であるので留意すること（例として、あるユニットを１日45分受講しても修了要件の受講時間として積み上げられるのは30分のみであること）。

11.　修了要件は、出席管理の対象となる訓練時間数の８割以上を受講者が受講しているとともに、習得した知識・技能が修了に値すると認められる場合であること。

12.　習得度確認テストにおいて３回連続で正答率が８割を下回った場合は、理由の如何を問わず退校処分となり、受講継続は認められないこと。

実施日を定めて実施する科目を受講する際は以下の13から19についても遵守します。

13.　訓練実施施設は補講として活用する等の理由により、訓練を録画、録音する可能性があること。

14.　訓練中は顔が映写される可能性があること。

15.　訓練中は講師が受講者の名前を口頭で呼ぶこと。

16.　実施日を定めて実施する科目では、訓練（コマ）の開始時及び終了時に訓練実施施設が指定する方

法で本人確認が行われること。

　17.　訓練実施施設に起因する機器不調等により、受講者が訓練を受講できなかった場合は、訓練の振替が実施されること。

18.　受講者自らに起因する機器不調等により、訓練を受講できなかった場合は、訓練の振替が実施されない可能性があること。

　19.　受講者におけるインターネット接続環境に障害が生じた場合、訓練実施施設の指示に従い、復旧に向けた協力を行うこと。

誓約日：令和　　年　　月　　日　氏名：